

別表 1

	ロットの大きさ (N)	検体採取のため の開梱数 (n)	検体採取量 (kg)	検体数 ^{※1}
1	≧ 1	1	0.3	1
2	≧ 50	2	0.5	1
	51 ~ 500	3	0.5	1
	501 ~ 3,200	5	0.5	1
	≧ 3,201	8	0.5	1
3	≧ 50	3	1 ^{※2}	1
	51 ~ 150	5	1 ^{※2}	1
	151 ~ 500	8	1 ^{※2}	1
	501 ~ 3,200	13	1 ^{※2}	1
	3,201 ~ 35,000	20	1 ^{※2}	1
	≧ 35,001	32	1 ^{※2}	1
4	≧ 150	3	1 ^{※2}	1
	151 ~ 1,200	5	1 ^{※2}	1
	≧ 1,201	8	1 ^{※2}	1
5	≧ 150	3	0.5 ^{※3}	1
	151 ~ 1,200	5	0.5 ^{※3}	1
	≧ 1,201	8	0.5 ^{※3}	1
6	≧ 150	6 (3×2)	1 (0.5×2) ^{※4}	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	1 (0.5×2) ^{※4}	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	1 (0.5×2) ^{※4}	2
7	≧ 150	6 (3×2)	2 (1×2) ^{※5}	2
	151 ~ 1,200	10 (5×2)	2 (1×2) ^{※5}	2
	≧ 1,201	16 (8×2)	2 (1×2) ^{※5}	2
8	≧ 150	3	1尾(ピース)を1検体として、各カートンより1尾を採取する。 ^{※6}	3
	151 ~ 1,200	5		5
	≧ 1,201	8		8
9	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの。	1
10	≧ 50	2	0.5 (0.25×2)	1
	51 ~ 500	4 (2×2)	1 (0.25×2)×2	2
	≧ 501	6 (2×3)	1.5 (0.25×2)×3	3
11	≧ 50	2 (2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
	51 ~ 500	3 (3×1)		1
	501 ~ 3,200	6 (3×2)		2
	≧ 3,201	9 (3×3)		3

※1 複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

※2 乾燥えび、乾燥野菜、乾燥果実及び茶(抹茶を除く。)にあつては0.3とする。

※3 しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0.25とする。

※4 しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝の下痢性貝毒にあつては0.25×2=0.5とする。

※5 乾燥えびにあつては0.3×2=0.6とする。

※6 活魚車等の輸送形態における検体採取については、1尾を1ロットとする。